

平成30年度

熊野町農業委員会

議事録

第5回

熊野町農業委員会

平成30年度第5回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成30年10月19日(金) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(8人)

委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員 古武家 光八

委員 佛圓 治徳

6. 議事録署名委員(2人)

委員 6番 立花 宏保

委員 8番 庄賀 深雪

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 福嶋 春樹

農業委員会 書記 新宮友莉奈

8. 熊野町職員

都市整備課 主査 諏訪本壯太

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は8名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成30年度第5回熊野町農業委員会を開会します。はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。6番立花委員と8番庄賀委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>(議事日程 朗読)</p>
議長	<p>それでは、これより審議に入ります。日程第1、議案第12号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。案件が4件ありますので、1件ずつ審議したいと思います。事務局から番号1の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程第1議案の、熊野農業振興地域整備計画の一部変更（内容としては、農業振興地域整備計画の農用地からの除外）について、町が農業委員会に意見照会をしておりますが、これについて、ご説明します。まず、農業振興地域整備計画について、当該計画書は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町の方で策定した計画書です。そのように計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では約150haを農用地区域として指定しているところです。この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来なくなっており、農地以外に転用して使用したい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外することが必要となっています。本町では、6月末と12月末までで、年に2回受け付けをしたものについて、町としての審査や広島県との協議のほか、約1か月間の縦覧公告や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、当該地域から除外することが出来るものとされています。除外後は、農業委員会において、農地以外の用途で使用するという事で、改めて農地転用の許可申請について、ご審議頂くこととなります。概ね、除外の申し出から農地転用まで半年程度の期間を要します。では、今回の議案についてはどうい</p>

	<p>のにあたるかと言うと、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2において、計画変更にあたっては、町長は、農業委員会の意見を聴くものと規定されており、農業委員会としては、申し出されている農用地が、「代替えすべき土地が無いこと」「農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと」「農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れが無いこと」などといった要件を満たしているものかを審議し、農業委員会として、この申請された施設が農業振興地域に建設されることについて、「意見」を付することとなります。なお、補足ですが、町は、農業委員会へ意見を聴くことと同様に、農協へも意見を聴くこととなっております。6月末締め案件は4件の申請が出ており、まず番号1の〇〇さんの資材置場及び宅地へ転用の除外事案について、説明します。申請地は、先月の委員会で〇〇さんの案件がありましたが、北部農道沿いにある〇〇を初神方面に200m進み、右に曲がって〇〇をさらに下ったあたりの4筆となります。〇〇さんは亡くなっており、相続財産管理人の〇〇さんが相続整理をされています。</p> <p>この度は、除外後、親戚にあたる〇〇さんに所有権移転されます。〇〇さんは申請地近くに山林を所有しており、そこから切り出した資材の搬入が可能なことから、資材置場として一体利用される計画です。また、〇〇番〇の一部は建物になっており違反状態を解消するための申請です。固定資産台帳をもとに代替え地を検討しましたが、ほかの土地は運搬を行うことが困難な位置にあるため代替できないと判断しました。また、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれもないなど法律上の除外要件について満たすものと認められることから、農用地区域から除外することについて意見なしとして妥当なものとして判断しております。なお、他法令の関係につきましては、該当する見込みのものは無いものとの回答を得ております。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。</p>
古武家委員	<p>おはようございます。先ほど写真を見てもらうようお願いしています。これが現在の状況になっています。宅地と資材置場で小屋が建ったり無許可でやっておられる訳です。これを機会に整理をしたいということで、こ</p>

	<p>のような書類になったのだと思います。そして、片方の田んぼ二反足らずの上に自分の山が竹藪になっている所があります。それを、本人に聞くとそこに生まれた家があったということで、そこを綺麗にして土地がいるということで申請に至ったということです。かなり大きな竹藪で切って運びようと思っているのですが、元自衛隊なので、元気がいい人なので、一人でやるのだと。この〇〇さんというのはこの前の〇〇さんのお兄さんにあたる人が、これが済んだ後、買われるようになっていると思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>家は昭和52年に建てておられます。なのでこの方のお父さんがやったものだと思います。</p>
〇〇委員	<p>竹藪の中に？</p>
〇〇委員	<p>竹藪ではなく家が建っている所と何やかんや自動車が置いてある所。なので、お父さんがやったものだと思います。置いているのが親戚なので、だらだらやったのだと思います。この度、こういう機会に整理をしたいということです。</p>
議長	<p>それでは、次に番号2の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に番号2の〇〇さんの墓地へ転用の除外事案について、説明します。申請地は、道上川をさらに山奥に進んだ位置になります。除外後は、申請者が墓地として利用する計画です。この件は、昨年12月末締めの際に一度申請されましたが、墓地に必要な面積に対して、申請地の面積が広すぎるということで、指摘を受け取下げをされました。その後、必要な面積に分筆され、今回の申請をしております。また、代替地を検討したところ、所有の宅地では、近隣住民から墓地を移設するための合意を得ることができないため難しいと判断しました。また周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれもないなど法律上の除外要件について満たすものと認められることから、農用地区域から除外することについて意見なしとして妥当なもの判断しております。なお、今後の手続きの中で墓理法に関連してきますが関係課に協議済みです。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告</p>

	ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。
古武家委員	場所は、深原トンネルに向かう途中で昔、〇〇ラーメンという所がありまして、役場から行くと三叉路を右に下りてずっと真っ直ぐ行ってもらったら、〇〇さんあそこにお家があったんでしょう。
〇〇委員	あそこ家だったよ。下がね。でも墓所まで行くのが物凄い坂で、墓に参れないからどうしたらいいかと話があって、それで下の方の角に建てたらどうかと言ったと言っていた。家のまだまだ奥なので。
〇〇委員	地図見ても分かりにくいですが、とにかく真っ直ぐに行ってもらったら、納屋の大きなのがあって、南側に田んぼがあって、その半分を墓地にするということです。〇〇さんが言われたように、お母さんが今の墓所は高齢になって難しいので引越すということで、申請されております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(質問なし)
議長	それでは、次に番号3の説明をお願いします。
事務局	次に番号3の〇〇さんの資材置場へ転用の除外事案について、説明します。申請地は、町道瀬野呉線を阿戸方面に向かい、海上橋を渡ってすぐを右に曲がり進んだ左手の田になります。除外後は、申請者の弟の友人、〇〇さんに貸与されます。長年、弟さんが申請地の保全管理をしておりましたが、体調を崩して管理が難しくなったことから、資材置場として整備し貸与される計画です。保有資材の量から転用面積は妥当だと判断しました。また、課税台帳により代替地を確認をしたところ、ほかに土地を所有しておらず、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれもないなど法律上の除外要件について満たすものと認められることから、農用地区域から除外することについて意見なしとして妥当なものと判断しております。なお、他法令の関係につきましては、該当する見込みのものは無いものとの回答を得ております。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。佛圓委員お願いします。
佛圓委員	ただいまの件について、10月16日午後に役場の方と一緒に現地確認

	<p>させていただきました。この土地は先ほど説明がありましたように、阿戸に近い海上橋という橋があるんですけど、それに面した田んぼです。周囲には家が3軒一緒に建った所と、もう一つの端には2軒家があります。全くの山の近くの土地という条件でなく、比較的県道に近いので便利が良い土地ですが、先ほど説明があったとおり、弟さんが管理されており、病気で調子が悪いということで田は相当荒れておりました。それで、県道に近い位置にしてはこの田はイノシシが掘っていてこんな近くまで出るのかと感じるような状況になっていました。この近くには、申請されておるような資材置場ということで、〇〇資材さんの資材置場も近くにあり、同じような目的に使われるようなので、周囲の民家への影響は心配ないと思われれます。この田についても、2.5mの町道に約35mくらい面しており、アクセスの面でも非常に良いので、道路に車を止めて影響するという条件でもないで、先ほどの説明のとおり法的にも適当であるということなので、周囲に迷惑を掛けることもないだろうと。逆に資材置場として管理されれば今のようにイノシシに掘られることも、雑草も生えまくるということも改善されるのではないかと思います。一番問題なのが、田は申請時、このような目的ですが、ちゃんとされるのか心配ですけど、ここであれば軽トラも入るし、2.5mあるので中型の小さいトラックでも充分入りますので、管理されるには今までよりも徹底するのではないかと。問題は、2軒と3軒の家が田は端から10mずつ離れた所にありますけど、家にもほとんど資材をトラックから降ろしたり積んだりするには迷惑掛ける状況ではないので、環境的に問題無いという印象を受けました。以上のとおりです。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
〇〇委員	質問では無いが、ここの資材置場の前に田んぼがあつて3軒家がありますよね。ここらは全部やられてましたね、この前調査に行ったけど。
〇〇委員	イノシシでしょ？
〇〇委員	イノシシでなくて土砂災害。
〇〇委員	いや、この田はやられてないけど、ちょっと奥に入ったら流れてます。水は入ったんだろうけど、泥は入ってないですね。家が3軒ある入口の前の田は埋めておられて高い位置なので被害は受けていない。この接してい

	<p>る田も40～50cm高さがあるので、ちょうどこの田が低い位置です。イノシシは周囲のミミズを食べるんだと思うのですが、水を上げられた土をみな掘ってました。使われる時は、埋められると思います。トラックが入らないので。</p>
〇〇委員	<p>元々は見た感じ、フラットでしたが。</p>
〇〇委員	<p>道に沿って、溝がコンクリートで入れてあるから道路は高いけど、ちょっと低いです。この田自体はね、歩いてみたけど草がいっぱい溜まってるからかなり道路との高さはあると思います。</p>
議長	<p>それでは、次に番号4の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に番号4の〇〇さんの太陽光発電設備へ転用の除外事案について、説明します。申請地は、〇〇から筆の里工房方面に80mほど進んだ左側の5筆になります。除外後は、太陽光発電施設を設置し、賃借する計画です。また、代替地を検討したところ、所有する農地は狭小地のため、太陽光発電施設の設置が困難であるほか、耕作の可能性があり、代替地とすることができないと判断しました。また周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれもないなど法律上の除外要件について満たすものと認められることから、農用地区域から除外することについて意見なしとして妥当なものと判断しております。なお、他法令の関係につきましては、該当する見込みのものは無いものとの回答を得ております。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。</p>
古武家委員	<p>場所は北部農道を出来庭から入ったら、筆の里工房を過ぎて〇〇で老人ホームがありますよね。上りかけのちょっと手前にある平の所の北部農道沿いにある訳です。上から見えたのですが、現況は雑草もぐれで四角の囲いがあるのは墓地です。〇〇に寄った方は、まあまあ川がある。南側は大きな池といっても田ですね。綺麗になるからいいと思います。そのまま防草シートを張ってフェンスを張って整備するというので良いと思います。審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>太陽光発電はどんどんあれがあるのか。</p>

〇〇委員	来年の4月までにやらないと切られるからではないか。
〇〇委員	出来庭のある人が言ったが、話をしていたが途絶えてしまったと言っていたが、もう遅いんか。
〇〇委員	専決処分で〇〇のこの大きなのができるとなっていたが、専決で後から出るだろうが、またできるようになってる。
議場	(その他、多数のものから発言あり)
議長	質問がないようですので、お諮り ^{はかり} します。議案第12号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第12号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	次に、日程第2 報告第8号「農地法第4条の規定による届出について」及び日程第3 報告第9号「農地法第5条の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第8・9号について、ご説明いたします。市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認められております。本件につきましては、先月に農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農地法第4条の規定による届出が2件、農地法第5条の規定による届出が2件ありましたことを、ご報告します。このうち、第8号番号1については、違反転用であり、農地の一部を駐車場として造成しておりました。所有者に対して、通知及び指導後、届出書及び始末書の提出がありましたので追認案件として報告します。また、先ほど話に出た太陽光発電施設の専決案件は第8号番号2になります。説明については、以上です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。
議長	ここで事務局からの連絡事項ですが、私からも連絡があります。
議長・事務局	(議長・事務局から連絡事項)
議長	次回 農業委員会は11月20日(火)午前9時から開催予定です。議案については11月1日以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、平成30年度第5回熊野町農業委員会を閉会します。